

発行：長野県国民健康保険団体連合会 介護保険課
〒380-0871
長野市西長野加茂北 143-8 自治会館内
TEL : 026-238-1555 (直通)
TEL : 026-238-1580 (苦情専用)
TEL : 026-238-1583 (障害者総合支援専用)
FAX : 026-238-1581
E-mail : kaigo@kokuho-nagano.or.jp
URL : <https://www.kokuho-nagano.or.jp/>

1 新規指定介護保険事業者研修会について

新規指定介護保険事業者を対象とした研修会を下表のとおり開催します。

現在、滞りなく介護保険請求をされている事業所においても、担当者が代わられた場合などには、この機会にご参加ください。

本会からは介護給付費等の請求をするうえでの基本的事項についての説明、県介護支援課からは新規指定事業者向けの説明を行います。サービス種類別の詳細な説明は行いませんのでご承知おきください。

なお、参加を希望される事業者は資料等を事前に送付する関係上、1週間前までに事業所番号、事業所名、参加者名をFAX (026-238-1581) にてご報告ください。

開催日	開催場所または開催方法	時間
令和6年11月29日(金)	Web会議システム（Webex）による	午後1時30分～4時30分

※令和6年12月の開催はありません。

2 令和7年4月貸与分から適用される福祉用具の全国平均貸与価格及び貸与価格の上限の公表について (新商品に係る分)

福祉用具の全国平均貸与価格及び貸与価格の上限の公表については、「福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与の基準について」（平成30年3月22日老高発0332 第1号厚生労働省老健局高齢者支援課長通知）で示されているとおり、新商品について3ヶ月に1度の頻度で全国平均貸与価格の公表や上限価格を設けることとなっております。

令和7年4月貸与分より新たに全国平均貸与価格及び上限価格が適用される商品（新商品のみ）及びその価格について、厚生労働省のホームページに掲載されていますので、以下を御参照いただきますようお願いします。

掲載先（厚生労働省ホームページ）

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000212398.html>

本内容は、公益財団法人テクノエイド協会のホームページでも掲載しています。

<https://www.techno-aids.or.jp/tekisei/index.shtml>

3 介護給付費請求明細書及び支払額等に関する照会票について

毎月、返戻通知等の送信日後は返戻に関するお問い合わせが多く、電話が繋がりにくい状況となっております。そのため、なるべく、「介護給付費請求明細書及び支払額等に関する照会票」をご活用いただきますようお願いします。問合わせ内容を記載した本照会票をFAXで送付いただき、本会で内容を確認し次第、お電話にて回答させていただきます。

様式：本会ホームページ>様式ダウンロード>介護事業所等>返戻や査定等に関するお問い合わせについてはこちら・照会票.XLSX

4 地域包括支援センター（介護予防支援事業所）の皆様へ（事業所評価加算に関する事務処理）

令和7年度の事業所評価加算の対象事業所を決定するための事務処理として、例年どおり、地域包括支援センター（介護予防支援事業所）へ「サービス提供終了確認情報登録対象者一覧表」を11月20日（水）に送付します。事務連絡の内容をご確認いただき、「サービス提供終了確認情報」を期日までに提出いただきますようお願いします。

なお、対象となる受給者が存在しなかった場合には、その旨を郵送にてお知らせしますのでご承知ください。

○ 伝送事業所：令和6年12月1日（日）～令和6年12月9日（月）

○ 郵送事業所：令和6年12月9日（月）（必着）まで

※送付方法が伝送の事業所については「サービス提供終了確認情報」を作成、郵送の事業所については、本会から送付した「サービス提供終了確認情報登録対象者一覧表」に必要事項を記載のうえ、返送ください。

5 住所地特例対象者の介護給付費・総合事業明細書記載・入力上の注意点について

住所地特例対象者の請求においては、サービス種類によって記載いただく明細欄が異なります。記載入力欄を誤って請求されると返戻となりますので、サービス種類を確認し、給付費・事業費明細欄（住所地特例対象者）へ記載・入力のうえ請求されますようお願いします。

なお、住所地特例対象者は保険者が転居前の市町村ですので、転居前市町村から送付される被保険者情報（受給者台帳）に住所地特例対象者であることが設定されている必要があります。当該被保険者の請求が返戻になった場合には、必要に応じて、受給者台帳の登録についても転居前市町村にご確認ください。

様式第二（附則第二条関係）

居宅サービス・地域密着型サービス介護給付費明細書

（訪問介護・訪問入浴介護・訪問看護・訪問リハ・居宅療養管理指導・通所介護・通所リハ・福祉用具貸与・定期巡回・随時対応型訪問介護看護・夜間対応型訪問介護・地域密着型通所介護・認知症対応型通所介護・小規模多機能型居宅介護（短期利用以外）・小規模多機能型居宅介護（短期利用）・複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護・短期利用以外）・複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護・短期利用））

公費負担者番号						
公費受給者番号						

令和	6	年	0	4	月分
保険者番号	9	0	2	0	2

給付費明細欄	住所地特例対象者の請求は、給付費・事業費明細欄（住所地特例対象者）に記載・入力する。												保険者市町村の証記載保険者番号ではなく、住所地特例対象者が入所（入居）する施設の所在する市町村の証記載保険者番号を記載・入力する。			
	サービス内容			サービスコード			単位数		回数		サービス単位数		公費分回数	公費対象単位数	施設所在保険者番号	摘要
給付費対象者明細欄	地域通所介護12	7	8	1	2	4	2	4	7	8	4	1	9	1	2	903030
地域通所介護サービス提供体制加算II	7	8	6	1	0	0		1	8	4		7	2			903030

令和6年11月審査分の支払日は12月27日（金）、12月審査分の締め切りは令和6年12月10日（火）です。

11月審査分の返戻通知等の送信日は12月2日（月）夕方、発送日は12月3日（火）を予定しております。